（相続時精算課税選択届出書等の記載事項に関する経過措置）

**第二条**　改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第十条第一項第一号及び第四号並びに第二項第三号及び第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により財産を取得する者（当該者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）が相続税法第二十一条の十八第一項の規定の適用を受ける場合には、当該相続人）が提出する新規則第十条第一項第一号に規定する相続時精算課税選択届出書について適用し、施行日前に贈与により財産を取得した者（当該者の相続人が同法第二十一条の十八第一項の規定の適用を受ける場合には、当該相続人）が提出する改正前の相続税法施行規則第十条第一項第一号に規定する相続時精算課税選択届出書については、なお従前の例による。

2　新規則第十二条第一号、第十三条第一項第六号及び第七号並びに第十七条第一項第一号の規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係る贈与税又は相続税については、なお従前の例による。

## ○財務省令第十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）、消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百三十七号）及び消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十一条並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六条第二項第五号ハ及び第七十一条の二第一項第七号の規定に基づき、消費税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

**第一条**　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「変電」を「蓄電、変電」に改める。

第三条の二中「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に、「第百十七条第三項」を「第百十九条第五項」に改める。

第六条第九項第一号中「第十条の六」を「以下第十条の六」に改め、同項第二号中「第八条第八項」を「第八条第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

第六条の二第一項第五号及び第二項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

第七条第一項中「同条第六項」を「同条第八項」を「同条第九項」に、「第十条」を「以下第十条」に改める。

第十条第一項各号及び第三項第三号、第十条の二第八項第四号並びに第十条の三第一項第三号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改める。

第十条の八第一項第一号中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改め、同号ロ中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同項第二号中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改め、同号ロ中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第四項第二号中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

第十条の九第一項中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改め、同項第一号ハ及び第二号ハ中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改め、同条第二項及び第三項第四号中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改める。

第二十七条第六項中「あつて、」の下に「特例輸入者（」を加え、「が、」を「をいう。第八項及び第九項において同じ。）が、」に改め、同条に次の三項を加える。

7　前項に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を含むものとする。

8　第六項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

9　第六項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第七項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。

第二十七条の二第一項中「電磁的記録及び」を「電磁的記録」に、「とする」を「及び前条第七項に規定する電磁的記録とする」に改め、同条第二項中「又は第十六条第六項」を「、第十六条第六項又は前条第九項」に改める。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費税法施行規則第六条に一項を加える改正規定中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、「輸出物品販売場」の下に「（同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）」を加える。

第一条のうち消費税法施行規則第二十七条の二第二項の改正規定中「第六号」を「第八号」に、「又は」を「、」に、「の規定に」を「又は前条第九項」に、「第二十六条の七第三項又は」を「第二十六条の七第三項」に改める。

附則第一条第三号中「第三条の改正規定」の下に「並びに附則第四条の二の規定」を加える。

附則第三条中「含む」の下に「。附則第四条の二において同じ」を加える。

附則第四条中「。以下この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

**第四条の二**　二十八年改正法附則第五十一条の二第一項に規定する適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二条第四項及び消費税法施行規則第二十七条第四項の規定の適用については、新規則第二十二条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、消費税法施行規則第二十七条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、「同項の」とあるのは「これらの」とする。